

## 防衛庁が実施した政策評価についての審査結果

### 1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。)では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

防衛庁「平成15年度事後事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」(平成16年3月31日付け防官政第3227号による送付分)における計22件の政策評価のうち、

- ア 実績評価方式を用いた評価1件(4基本目標27下位目標)
- イ 事業評価方式を用いた事後事業評価11件のうち、研究開発を対象とした評価7件を除いた評価4件(注)

(注)総合評価方式を用いた評価(10件)及び研究開発を対象とした評価(7件)については、別途整理する予定である。

### 2 実績評価についての審査

#### (1) 審査の考え方と点検の項目

##### (目標の設定状況)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価していく方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にするとともに、その水準をいつまでに達成しようとするのかをあらかじめ定めておく必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である(注)。

目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

目標の達成度合いを検証する際の基準とする時期(基準年次)及び目標を達成しようとする時期(達成年次)が設定されているかどうか。

(注)目標に関し達成すべき水準が数値化されていないものの中には、目標値の設定が容易ではないものもあり得るが、その点について精査を行ったものではない。

##### (目標の達成度合いの判定方法)

実績評価方式は、目標の達成度合いについて評価することが基本である。目標の達成度合いについての判定の結果については、国民への説明責任の観点から、明確な判定基準に基づき整理されることが望ましい。目標に対する実績が数値により測定可能なものとなつていれば、目標の達成度合いは明らかであることから、その水

準をどのように評価するかについての判定基準が明示されていれば、達成度合いを客観的に評価することが可能となる。

しかしながら、目標の達成度合いを数値で表せず、達成度合いの判定基準を明確に示すことが困難である場合においては、目標の達成度合いをどのように判定しているかについて説明することが求められる。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

目標の達成度合いについての判定基準を定量的に示すなど具体的で明確になっているかどうか。

目標の達成度合いが数値等で表されていないものについて、達成度合いについての判定の結果を「目標が達成できた」、「目標達成にもう一步であった」などパターン化した表現等により分かりやすく整理しているかどうか。

## ( 2 ) 審査の結果

防衛庁は、平成 15 年 5 月 29 日にその基本計画を改正し、事後評価の方式として新たに実績評価方式を追加した。防衛庁の基本計画では、計画期間内（平成 14 年度から 17 年度）に事後評価の対象とする重点評価対象分野として 6 区分 53 分野を示している。今回実績評価方式を用いた評価の対象とされたのは、このうち「自衛隊及び在日米軍施設の取得、建設及び管理、防衛施設周辺の生活環境整備、在日米軍の駐留に関する事務」という区分の下の「環境保全」の分野である。施策としては、「防衛庁における環境への配慮」が挙げられている。

実績評価方式を用いた評価は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、目標に対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、その達成度合いについて評価を行うことが基本となっている。

今回の評価対象である施策については、4 つの基本目標が設定されるとともに、それらを具体化した 27 の下位目標が定められている。実績の推移を測定する指標が設定され、かつ、達成しようとする目標値が設定されているのは、この下位目標のレベルであり、下位目標の単位ごとに達成度合いの検証が行われ、評価の結果と今後の課題が整理されている。また、それらを束ねることにより、基本目標についても評価の結果が整理されて示されている。

基本目標についての評価の結果を見ると、4 つの基本目標中 2 つについては今後も引き続き推進するとされ、残る 2 つについては、目標値の達成に向けて、更なる取組を必要とする下位目標が含まれていることを踏まえて、目標達成のために今後必要となる改善率等を課題として示している。

なお、どのような施策を実績評価方式を用いた評価の対象とするかについて、防衛庁では、今回は達成目標が設定しやすい施策について試行的に実績評価を実施したものであるとしている。今後は、この結果を踏まえ、各府省に共通する施策等への実績評価方式を用いた評価の導入拡大を引き続き図るとともに、他の分野（政策）についても、実績評価方式を用いた評価の適用の拡大に向けて検討を進めていきた

いとしている。

この実績評価についての審査の結果は、以下のとおりである（詳細は、別添1「政策評価審査表（実績評価関係）」参照）。

【審査結果整理表】

政策	下位目標数	目標の設定状況			目標の達成度合いの判定方法（判定基準の定量化等）	
		目標値等の設定の有無	目標期間の設定の有無			
			基準年次	達成年次		
<b>施策：防衛庁における環境への配慮</b>						
1 環境への負荷低減	15	= 15	-	= 1	= 1	
2 環境教育の推進	3	= 3	-	-	= 3	
3 オフィス活動における環境配慮	8	= 8	= 7	= 7	= 1	
4 グリーン調達の推進	1	= 1	-	-	-	
合 計（4基本目標・27下位目標）	4基本目標 27下位目標	4基本目標について = 27	1基本目標について = 7	2基本目標について = 8	3基本目標について = 5	
総括記述	<p>評価の対象とされた施策においては、4基本目標及び27下位目標が設定されている。このうち、具体的な測定指標が設定されているのは下位目標のレベルであり、いずれの下位目標についても定量的な測定指標が1対1対応で設定されるとともに、達成しようとする水準が数値などにより具体的に特定されている。</p> <p>目標の設定状況をみると、4基本目標とともに、達成しようとする水準が具体的に特定されている。また、4基本目標のうち、目標期間が設定されているものは2つである。そのうち1つについては達成年次のみが設定されている。</p> <p>また、目標の達成度合いについての判定基準の設定状況をみると、4基本目標中3つについて評価の判定基準が定量的に示されている。これらについては環境省で関係府省を対象に実施した調査において用いた判定方法が判定基準とされている。</p> <p>目標期間（平成14年度から18年度）が終了した平成19年度の時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価するとしているものの、27下位目標のうち19下位目標について既に初年度の平成14年度の実績が目標値と同等であるか又は上回っている。</p> <p>下位目標ごとに設定されている評価指標は、いずれも政策の効果（アウトカム）ではなく行政の活動（アウトプット）に着目して設定されたものであり、また、27下位目標のうち11下位目標については、定期的な環境測定や保守点検の実施など法令で定められた事項を遵守することが目標として設定されている。政策効果の発現状況を把握するためには、政策等特性に応じてできる限りアウトカムに着目した指標を設定していくことが望まれるところであり、今回の試行的実施の結果を踏まえ、今後実績評価方式の見直しについて検</p>					

	討する際には、併せて目標に対応した適切な測定指標としてどのようなものが設定可能か、更なる検討を進めていく必要がある。
--	--

- (注) 1 「政策」欄には、「平成 15 年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」において使用している基本目標を記入している。
- 2 「目標値等の設定の有無」欄には、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標に関し達成しようとする水準が具体的に特定されている場合には「\_」を記入し、いずれにも該当しない場合には「-」を記入している。
- 3 「目標期間の設定の有無」欄には、目標の達成度合いを検証する際の基準とする時期が設定されている場合には「基準年次」欄に「\_」を、目標を達成しようとする時期が設定されている場合には「達成年次」欄に「\_」を記入し、それらが設定されていない場合には当該欄に「-」を記入している。
- 4 「目標の達成状況の判定方法（判定基準の定量化等）」欄には、目標の達成度合いについての判定基準が定量化されているか、又は、具体的で明確なものとして示されている場合には「\_」を記入し、示されていない場合には「-」を記入している。

### 3 事後の事業評価についての審査

#### （1）審査の考え方と点検の項目

##### （政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第3条）。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針 - 5 - ア）。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが、具体的に把握されているか。また、把握された効果が、得ようとする効果の全体を表すものになっているか。

費用に見合った政策効果が得られたかどうかについて、どのような説明がされているか。また、定量的な分析は試みられているか。

##### （把握された効果と評価結果との関連性について）

事業評価方式を用いた事後評価（事後の検証）においては、事前の時点に行った評価内容を踏まえ、実際に得られた政策効果を把握・測定した上で、あらかじめ期待していた政策効果が得られたのかどうか、見込んでいた政策効果と比べて実際に得られた政策効果はどのように評価されるものなのかを明らかにしていくことが求められる。

#### （2）審査の結果

防衛庁では、「実施を完了した事業について、その後の防衛庁の施策の企画立案の資とするため、当初期待されていた効果が得られたか等を評価する」ため、事後

の事業評価を行うこととしている。

事後の事業評価の対象とされた4件の事業のうち、自衛隊の装備は1件、防衛施設周辺の生活環境整備は1件、在日米軍の駐留に関する事務は2件である。

このうち、自衛隊の装備については、より上位の政策である防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画等において実施が位置付けられている。

なお、防衛庁政策評価及び実績評価実施要領では、事後の事業評価における事業の達成の効果について、事業実施により実際に得られた効果と事前の事業評価等により見積もられた効果が異なる場合には、可能な限り数量的に比較及び分析し評価書に記述することとしている（今回の4事案については、該当するものはない。）。

事後の事業評価4件についての審査の結果は、以下のとおりである（詳細は、別添3「政策評価審査表（事後評価関係）」参照）。

【審査結果整理表】

整理番号	政 策	手 段	得ようと する効果 の明確性	把握した効 果の客観性	効率性に 関する情報	把握され た効果と評価 の結果との 関連性
1	中等練習機（T - 4）	低速から高速までの広い飛行範囲における良好な飛行特性を有し、高度な訓練飛行が実施可能であり、F - 15といった第一線機の操縦に円滑に移行できるT - 4を整備				
9	上富良野演習場周辺障害防止対策事業（ペベルイ川水系、草分・平原地区用水対策）	富良野土地改良区が行うため池（調整池）整備工事に対する補助				
10	三沢飛行場工場（航空機）整備	三沢飛行場工場における建物2棟の建設及び附帯施設（駐車場・倉庫等）の整備				
11	キャンプ瑞慶覧倉庫（器材）整備	キャンプ瑞慶覧における建物1棟の建設及び附帯施設（駐車場・通信設備等）の整備				
合 計（4政策）			= 4	= 4	= 4	= 4
総括記述	4事業は、自衛隊の装備関係、防衛施設周辺の生活環境整備における補助事業及び在日米軍の駐留に関する事務であるが、そのいずれについても、得ようと/orする効果は明確にされている。 把握した効果の客観性については、自衛隊の装備について、導入時に技術試験、実用試験及び運用試験の結果から飛行性能を確認しており、それにより可能となる飛行教育科目を策定していることから、効果の達成について把握している。また、防衛施設周辺の生活環境整備における補助事業及び在日米軍の駐留に関する事務については、施設の性能が明確であり施設の完成によって得ようと/orする効果が得られるものであることから、事業完了後、当初意図した施設が完成しているか等について検証を行うことにより、その効果を把握している。					

効率性については、いずれの事業についても、当該事業の実施に要した経費の記載にとどまっており、事後における効率性の観点からの評価はなされていない。4事業のうち、自衛隊の装備である中等練習機（T-4）について、防衛庁では、同機種を整備することを定めた数度にわたる中期防衛力整備計画において、それぞれの計画期間中の各自衛隊の装備における整備規模に伴う所要経費総額の限度額として明示したものであることから、事後において当初計画と実際に要した費用について、比較・検証を行うことには困難が伴うと説明している。

今後、自衛隊の装備を含め事前評価の対象とする事業について、事後において効率性に関する比較・検証が可能となるよう、当初予定した費用を明らかにしておくなどの取組が重要である。

事後の事業評価においては、費用に見合った政策効果が得られたかどうかについての検証を行うことが望ましく、我が国の防衛という政策の特性から、定量的に効果を把握することによる具体的な検証が困難な面があるとしても、事業完了後において、例えば、当初予定した費用と実際に要した費用を比較し、当初得ようとした効果が見込んだ費用で得られたかなどの費用の検証についての取組を進めていくことが望まれる。

- (注) 1 「整理番号」欄における番号は、「平成15年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」において使用されている番号としている。
- 2 「得ようとする効果の明確性」欄には、得ようとする効果について、「何を」「どの程度」「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されている場合には「」を、「何を」「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていない場合には「」を、得ようとする効果についての記載がない場合には「-」を記入している。
- 3 「把握した効果の客觀性」欄には、実際に得られた効果が具体的に把握されている（「何が」「どの程度」「どうされた」）場合には「」を、効果についての記載はあるがどの程度の効果が得られたのかが明確にされていない場合、効果の把握が個別的なものにとどまつており全体を表していない場合、「得ようとする効果」が複数挙げられているにもかかわらず、そのうちの主要な効果が把握されていない場合等には「」を、効果についての記載がない場合には「-」を記入している。
- 4 「効率性に関する情報」欄には、当該政策（施策や事業）の実施に要する費用等に関する分析の結果が示されている場合には「」（当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について定量的な分析が試みられている場合には「」）を、当該政策の実施に要する費用等の見込額、従来からの活動等についての予算執行額（実績額）等の記載にとどまっている場合には「」を、上記の情報が記載されていない場合には「-」を記入している。
- 5 「把握された効果と評価の結果との関連性」欄には、把握された効果と評価の結果との関連性について、不整合が特にみられない場合には「」を、両者の関連性について必要な説明がなされていない場合には「」を記入している。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた横断的又は共通的な課題等の整理・分析については、今年度末を目途に別途取りまとめる予定である。

## 【別添 1】

### 政策評価審査表（実績評価関係）

#### （説明）

本表は、公表された防衛庁の「平成 15 年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」を基に総務省の責任において整理したものである。各欄の記載事項については以下のとおりである。

欄名	記載事項
「政策（目標）」欄	あらかじめ設定された施策の「基本目標」、「下位目標」を記入した。
「目標分類」欄	「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「C」「P」の別を記入した。 なお、「C」（=outCome）はアウトカム、「P」（=outPut）はアウトプットをそれぞれ示す。
「測定指標」欄	防衛庁の評価書で使用している「測定指標」を記入した。
「指標分類」欄	「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「CM」「CI」「P」の別を記入した。 なお、「CM」（=outCome Measurable）はアウトカムで定量的な指標、「CI」（=outCome Immeasurable）はアウトカムで定性的な指標、「P」（=outPut）はアウトプット指標をそれぞれ示す。
「目標値」欄	「政策（目標）」についての目標とする値、水準等を記入した。
「目標期間」欄	「達成年次」には、政策を実施することにより達成すべき目標を達成しようとする年次を定めている場合に、「基準年次」には、目標の達成度合いを把握するための基準となる年次を定めている場合に、それぞれ当該年次を記入した。
「測定結果」欄	測定の結果を記入した。
「評価の結果」欄	防衛庁における指標等に照らした目標の達成状況及び達成状況からみた評価の結論（下位目標においては、結論及び今後の課題）を記入した。
「政策手段」欄	達成すべき目標を実現するために具体的に講じる手段が記載されている場合、その内容を記入した。

## アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方(総務省行政評価局)

各府省の実績評価方式を用いた評価で用いられている測定指標について、アウトカム指標とアウトプット指標との区分を分類整理するに当たっては、下記の考え方によつて指標を分類した案を各府省に提示した。

### 記

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第3条第1項において、政策効果は「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」と定義されている。この「国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」がアウトカムに当たる。

アウトカム指標	
行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響	(例) ○行政サービスに対する満足度、○講習会の受講による知識の向上、技能の向上 ○搬送された患者の救命率、○開発途上国における教育水準(識字率、就学率) ○農産物の生産量、○大気、水質、地質の汚染度 ○ごみ減量処理率、リサイクル率、廃棄物の再生利用量、不法投棄件数 ○株式売買高の推移、○育児休業取得率 ○就職件数、就職率
アウトプット指標	
アウトカム指標以外のもの	
行政の活動そのもの	(例) ○事業の実施件数、○会議の開催数 ○偽造防止技術の研究件数、○環境基準の設定 ○検査件数、○行政処分の実施件数
行政活動により提供されたモノやサービスの量	(例) ○講習会、展示会等の開催回数、○標準事務処理期間の遵守状況 ○電算機の稼働率、○助成金の支給件数・支給金額 ○パンフレットの配布数
行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果	(例) ○講習会、展示会等の参加者数、○ホームページ等へのアクセス件数 ○論文の被引用数、○共同利用施設の利用者数 ○放送大学の学生数、高等教育機関における社会人の数、○技術士、環境カウンセラー等の登録者数 ○相談件数、○インターネット参加者数
行政機関同士や行政内部の相互作用の結果であり直接国民生活や社会経済に及ぼす影響でないもの	(例) ○機構・定員等の審査結果、○一般会計予算の主要経費構成比 ○法令等審査件数、○恩給請求書を3ヶ月以内に総務省に進達した割合
行政活動の結果に起因して生じている現象や事態を表す指標であるが、それ自体は直接国民生活や社会経済に及ぼす影響を表すものではないもの	(例) ○各種研究開発の特許取得件数、○マネーロンダリングに関する金融機関からの届出件数 ○新規化学物質の製造、輸入に関する届出件数

## 達成すべき目標の実績を測定する指標の設定状況 < 総括表 >

達成すべき目標についてその実績を測定するため、事前に指標を設定しておく必要がある。また、指標は、できる限りアウトカムに着目した定量的なものであることが望ましい。

防衛庁が設定した指標の特徴をみると、すべての指標は数値化されているものの、アウトプットに着目した指標となっている。

【表 防衛庁における指標の設定状況とその性質】

評価書	指標名	指標数	目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている指標数			目標に関し達成しようとする水準が数値化等されていない指標数			
			アウトカム	アウトプット	アウトカム定量	アウトカム定性	アウトプット		
平成 15 年度 政策評価書 (実績評価)	指 標	2 7	2 7	0	2 7	0	0	0	0
	(構成比)	( 100% )	( 100% )	( 0% )	( 100% )	( 0% )	( 0% )	( 0% )	( 0% )

(注) 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている指標数」欄は、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものを計上した。

政策 (「目標」)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果 基準年次 達成年次	評価の結果 (「達成状況」、「結論」、「結論及び今後の課題」)	政策手段 (「政策の手段」)							
					基準年次	達成年次										
防衛庁における環境への配慮																
基本目標1 環境への負荷低減																
<p>保有する装備及び施設等の維持・管理において、粉塵やばい煙、汚水などが発生する場合には、環境保全の観点から、その防止、軽減に努める。</p> <p>(下位目標1) 建物解体及び車両の走行等による粉塵発生を抑制する。</p> <p>(下位目標2) ばい煙発生施設（ボイラー等）から排出されるばい煙を定期的に測定する。</p> <p>(下位目標3) 焼却炉から排出されるダイオキシン類を定期的に測定する。</p> <p>(下位目標4) 平成16年度までに全ての一般公用車を低公害車に切り替える。</p> <p>(下位目標5) し尿浄化槽等を適切に維持管理する。</p>	P						<p><b>達成状況</b> 建物解体及び車両の走行等による粉塵発生を抑制、ばい煙発生施設（ボイラー等）から排出されるばい煙の定期的な測定、焼却炉から排出されるダイオキシン類の量の定期的な測定、し尿浄化槽等の維持管理、施設から公共用海域への排水状況の定期的な測定、特定施設から発生する騒音の抑制、消音装置等の設置、飛行経路等の検討、住宅の防音工事の助成の措置、船舶から発生する廃棄物等の海洋投棄の抑制、一般廃棄物の適正な処理、産業廃棄物の適正な処理、廃棄物の分別・リサイクルの推進、P C B廃棄物の適正な保管はよく実施されている。 一般公用車の低公害車への切替えは、平成16年度の達成目標に向けての進捗は順調である。 <b>結論</b> 今後も引き続き目標の達成に向け積極的に推進することに努める。</p>									
		解体建物粉塵発生防止措置率 (粉塵発生防止措置を執った建物数/解体建物数)	P	概ね8割以上	-	-	<u>97.6%</u>	<b>達成状況</b> 平成14年度の解体建物粉塵発生防止措置率は97.6%であり、よく実施されている。 <b>結論及び今後の課題</b> 建物解体による粉塵発生の抑制についてはよく実施されており、妥当であると評価できる。 今後も引き続き目標の達成に向け積極的に推進することに努める。	<b>建物解体時の粉塵対策としての水まき等</b>							
		ばい煙量等測定率 (ばい煙量等測定を実施したばい煙発生施設数/ばい煙量等測定の対象となるばい煙発生施設)	P	100%	-	-	<u>100%</u>	<b>達成状況</b> 平成14年度のばい煙発生施設測定率は100%であり、よく実施されている。 <b>結論及び今後の課題</b> ばい煙発生施設（ボイラー等）から排出されるばい煙の定期的な測定についてはよく実施されており、妥当であると評価できる。 今後も引き続き目標の達成に向け積極的に推進することに努める。	<b>当庁のばい煙発生施設（ボイラー、廃棄物焼却炉、ガスタービン、ディーゼル機関）から排出されるばい煙の量等の定期的な測定</b>							
		焼却炉排出物質測定率 (排出物質測定を実施した施設数/排出物質測定の対象となる施設数)	P	100%	-	-	<u>100%</u>	<b>達成状況</b> 平成14年度の焼却炉排出物質測定率は100%であり、よく実施されている。 <b>結論及び今後の課題</b> 焼却炉から排出されるダイオキシン類の定期的な測定についてはよく実施されており、妥当であると評価できる。 今後も引き続き目標の達成に向け積極的に推進することに努める。	<b>廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の定期的な測定</b>							
		低公害車保有率 (低公害車保有数/一般公用車保有数)	P	全ての一般公用車を低公害車に切り替える。	-	平成16年度	46.9%	<b>達成状況</b> 平成16年度までに全ての一般公用車を低公害車に切り替えるという目標までには、53.1ポイントの切り替えが必要であるが、今後も同程度の切替えを行った場合、目標は達成できる。 <b>結論及び今後の課題</b> 平成16年度の目標達成に向け、今後も継続的に低公害車に切り替える必要がある。	<b>低公害車への切替え</b>							
		し尿浄化槽等維持管理率 (し尿浄化槽等適正維持管理施設数/し尿浄化槽等施設数)	P	100%	-	-	<u>100%</u>	<b>達成状況</b> 平成14年度のし尿浄化槽等適正維持管理率は100%であり、よく実施されている。 <b>結論及び今後の課題</b> し尿浄化槽等の維持管理については、保守点検及び清掃はよく実施されており、妥当であると評価できる。 今後も引き続き目標の達成に向け積極的に推進することに努める。	<b>し尿浄化槽等の維持管理（保守点検及び清掃）</b>							

政策 (「目標」)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果 H 14	評価の結果 (「達成状況」、「結論」、「結論及び今後の課題」)	政策手段 (「政策の手段」)
					基準年次	達成年次			
(下位目標6) 施設から公共用水域への排水状況を定期的に測定する。		排水状況測定率 (排水状況測定を実施した施設数/排水状況測定の対象となる施設数)	P	100%	-	-	<u>100%</u>	達成状況 平成14年度の排水状況測定率は100%であり、よく実施されている。 結論及び今後の課題 施設から公共用水域への排水状況の定期的な測定についてはよく実施されており、妥当であると評価できる。 今後も引き続き目標の達成に向け積極的に推進することに努める。	施設から公共用水域への排水状況の定期的な測定
(下位目標7) 特定施設から発生する騒音を抑制する。		特定施設騒音測定率 (騒音測定を実施した特定施設数/騒音測定の対象となる特定施設)	P	100%	-	-	<u>100%</u>	達成状況 平成14年度の特定施設騒音測定率は100%であり、よく実施されている。 結論及び今後の課題 特定施設から発生する騒音の抑制についてはよく実施されており、妥当であると評価できる。 今後も引き続き目標の達成に向け積極的に推進することに努める。	騒音規制法に基づく特定施設（金属加工機械、空気圧縮機、木材加工機械等使用施設）から発生する騒音の抑制
(下位目標8) 音源対策（消音装置、防音林の設置等）を推進する。		消音装置等設置率 (消音装置等設置箇所数/消音措置等設置計画箇所数)	P	100%	-	-	<u>100%</u>	達成状況 平成14年度の消音装置等設置率は100%であり、よく実施されている。 結論及び今後の課題 消音装置、防音林の設置等についてはよく実施されており、妥当であると評価できる。 今後も引き続き目標の達成に向け積極的に推進することに努める。	消音装置、防音林・防音壁の設置等
(下位目標9) 運航対策（飛行経路、飛行時間帯等）を検討する。		飛行経路等検討率 (飛行経路等検討施設数/飛行経路等検討要望施設数)	P	100%	-	-	<u>100%</u>	達成状況 平成14年度の飛行経路等検討率は100%であり、よく実施されている。 結論及び今後の課題 飛行経路等についてはよく検討されており、妥当であると評価できる。 今後も引き続き目標の達成に向け積極的に推進することに努める。	飛行経路、飛行時間帯、高度規制、飛行回数、アフターバーナーの使用改善等の検討
(下位目標10) 周辺対策（防音工事等）を推進する。		住宅防音工事助成措置率 (住宅の防音工事の助成実績数/住宅の防音工事の助成申請数)	P	100%	-	-	<u>100%</u>	達成状況 平成14年度の住宅防音工事助成措置率は100%であり、よく実施されている。 結論及び今後の課題 住宅の防音工事の助成の措置についてはよく実施されており、妥当であると評価できる。 今後も引き続き目標の達成に向け積極的に推進することに努める。	住宅の防音工事の助成の措置等
(下位目標11) 船舶から発生する廃棄物等の海洋投棄を抑制する。		廃棄物等海洋投棄抑制措置率 (廃棄物等海洋投棄抑制措置を執った船舶数/保有船舶数)	P	100%	-	-	<u>100%</u>	達成状況 平成14年度の廃棄物等海洋投棄抑制措置率は100%であり、よく実施されている。 結論及び今後の課題 船舶から発生する廃棄物等の海洋投棄の抑制についてはよく実施されており、妥当であると評価できる。 今後も引き続き目標の達成に向け積極的に推進することに努める。	船舶から発生する廃棄物等の持ち帰り処理等
(下位目標12) 一般廃棄物を適正に処理する。		一般廃棄物適正処理率 (一般廃棄物適正処理量/一般廃棄物発生量)	P	100%	-	-	<u>100%</u>	達成状況 平成14年度の一般廃棄物適正処理率は100%であり、よく実施されている。 結論及び今後の課題 一般廃棄物の適正処理についてはよく実施されており、妥当であると評価できる。 今後も引き続き目標の達成に向け積極的に推進することに努める。	一般廃棄物（可燃物、不燃物、食物くず）の適正処理（業者委託等）

政策 (「目標」)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果 H 14	評価の結果 (「達成状況」、「結論」、「結論及び今後の課題」)	政策手段 (「政策の手段」)
					基準年次	達成年次			
(下位目標13) 産業廃棄物を適正に処理する。	P	産業廃棄物適正処理率 (産業廃棄物処理完了数量/産業廃棄物管理票記載数量)	P	100%	-	-	100%	達成状況 平成14年度の産業廃棄物適正処理率は100%であり、よく実施されている。 結論及び今後の課題 産業廃棄物の適正処理についてはよく実施されており、妥当であると評価できる。 今後も引き続き目標の達成に向け積極的に推進することに努める。	産業廃棄物（廃油、金属くず、廃タイヤ等）の適正処理（業者委託等）
(下位目標14) 廃棄物を分別し、リサイクルを推進する。		リサイクル実施率 (リサイクル処理量/リサイクル対象物発生量)	P	100%	-	-	100%	達成状況 平成14年度のリサイクル実施率は100%であり、よく実施されている。 結論及び今後の課題 廃棄物の分別、リサイクルについてはよく実施されており、妥当であると評価できる。 今後も引き続き目標の達成に向け積極的に推進することに努める。	廃棄物（家電、自動車、パソコン等）の分別、リサイクル
(下位目標15) P C B 廃棄物を適正に保管する。		P C B 廃棄物適正保管率 (P C B 廃棄物適正保管量/届出したP C B 廃棄物の量)	P	100%	-	-	100%	達成状況 平成14年度のP C B 廃棄物適正保管率は100%であり、よく実施されている。 結論及び今後の課題 P C B 廃棄物の適正な保管についてはよく実施されており、妥当であると評価できる。 今後も引き続き目標の達成に向け積極的に推進することに努める。	P C B 廃棄物（トランク、コンデンサ、安定器、ノンカーボン紙、廃P C B、P C B汚泥等）の適正な保管

## 基本目標2 環境教育の推進

環境対策の根幹は職員一人一人の環境保全への意識を高めることが肝要であるとの認識の下、職員に対し積極的に環境保全に関する意識の高揚を図る。	P	環境月間等設定率 (環境月間等設定数/環境月間等計画設定数)	P	概ね8割以上	-	-	100%	達成状況 環境月間及び環境週間の設定、職員の教育のための講演会、環境教育に資する催しの開催はよく実施されている。 結論 今後も引き続き目標の達成に向け積極的に推進することに努める。	
(下位目標16) 防衛庁独自に環境月間及び環境週間を設定し、意識の高揚を図る。		講演会等開催率 (講演会等開催数/講演会等計画開催数)	P	概ね8割以上	-	-	88.7%	達成状況 平成14年度の講演会等開催率は88.7%であり、よく実施されている。 結論及び今後の課題 環境月間、環境週間等における講演会についてはよく実施されており、妥当であると評価できる。 今後も引き続き目標の達成に向け積極的に推進することに努める。	環境月間及び環境週間の設定
(下位目標17) 職員の教育のため、講演会等を開催する。		環境教育開催率 (環境教育開催数/環境教育開催計画数)	P	概ね8割以上	-	-	94.7%	達成状況 平成14年度の環境教育開催率は94.7%であり、よく実施されている。 結論及び今後の課題 環境教育に資する催しについてはよく実施されており、妥当であると評価できる。 今後も引き続き目標の達成に向け積極的に推進することに努める。	環境月間、環境週間等における講演会等の実施
(下位目標18) 環境教育に資する催しを実施する。									環境月間、環境週間等において、エコマーケ商品の展示会等の実施

政策 (「目標」)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果	評価の結果 (「達成状況」、「結論」、「結論及び今後の課題」)	政策手段 (「政策の手段」)				
					基準年次	達成年次							
基本目標3 オフィス活動における環境配慮													
<p>オフィス活動において、職員自らが身近なところから地球温暖化対策等に係る各種施策の実践に努めるとともに、省エネ・省資源を推進し、廃棄物の削減とリサイクルを積極的に進めます。</p> <p>(下位目標19) 公用車で使用する燃料の量を現状(13'実績:以下同じ)比で平成18年度までに概ね85%以下とする。</p> <p>(下位目標20) 用紙類の使用量を現状比で平成18年度までに増加させない。</p>	P							<p><b>達成状況</b> 用紙類の使用量、事務所の単位面積当たりの上水使用量、廃棄物中の可燃物の量について、平成18年度の達成目標に向けての進捗は順調である。 公用車の燃料使用量、事務所の単位面積当たりの電気使用量、エネルギー供給設備で使用する燃料の量、事務所から排出される廃棄物の量について、平成18年度の達成目標に向けての進捗は不十分である。 その他、政府の実行計画に定められている事項の推進については、かなり実施されている。</p> <p><b>結論</b> 達成目標に向けての進捗が不十分である施策については、以下の更なる取組を一層進める努力が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車の燃料使用量の低減 更なる低燃費車の導入・公共輸送機関の利用等・公用車利用の効率化等</li> <li>・事務所の単位面積当たりの電気使用量の低減 空調時間の短縮、共用部分における一部消灯、OA機器の未使用時の電源断等</li> <li>・エネルギー供給設備等における燃料使用量の低減 空調時間の短縮、更なる空調温度の管理の徹底等</li> <li>・事務所から排出される廃棄物の量の低減 更なるごみの分別の徹底等</li> </ul>					
		公用車の燃料使用量	P	平成13年度の燃料使用量実績値 22,726GJの概ね85%以下	平成13年度	平成18年度	98.4%	<p><b>達成状況</b> 平成14年度の公用車の燃料使用量は平成13年度の98.4%であり、1.6%の削減となっている。 平成13年度比で、平成18年度までに概ね85%以下にするという目標までには、残り13.4ポイントの削減が必要である。今後も平成14年度と同程度の削減を行った場合、平成18年度には7.7%の削減率にとどまり、公用車の燃料使用量を平成13年度比で平成18年度までに概ね85%以下とするという目標を達成することができない。</p> <p><b>結論及び今後の課題</b> 平成18年度までに公用車の燃料使用量を平成13年度の公用車の燃料使用量実績値22,726GJの概ね85%以下とするには、平成15年度から平成18年度までの各年の削減率を3.6%とする必要がある。 平成15年度以降の公用車の燃料使用量については、更なる低燃費車の導入・公共輸送機関の利用・公用車利用の効率化等による削減が必要である。</p>	低燃費車の導入、公共輸送機関の利用、公用車利用の効率化等による燃料使用量の削減				
		用紙類の使用量	P	平成13年度の用紙類使用量実績値 1,326tより増加させない。	平成13年度	平成18年度	1,168t	<p><b>達成状況</b> 平成14年度の用紙類の使用量は平成13年度の88.1%であり、11.9%の削減となっており、平成13年度比で増加させないという目標を達成している。</p> <p><b>結論及び今後の課題</b> 用紙類の使用量の削減については、目標達成に向けて成果が上がっていることから、妥当であると評価できる。 引き続き、更なるペーパーレス化、両面コピーの促進等により用紙類の使用量の削減に努める。</p>	ペーパーレス化、両面コピーの促進等による用紙類の使用量の削減				

政策 (「目標」)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果	評価の結果 (「達成状況」、「結論」、「結論及び今後の課題」)	政策手段 (「政策の手段」)
					基準年次	達成年次			
(下位目標21) 事務所の単位面積当たりの電気使用量を現状比で平成18年度までに概ね90%以下とする。		事務所の単位面積当たりの電気使用量	P	平成13年度の電気使用量実績値132.6kwh/m <sup>2</sup> の概ね90%以下	平成13年度	平成18年度	99.8%	<p><b>達成状況</b>            平成14年度における事務所の単位面積当たりの電気使用量は平成13年度に比べ99.8%であり、0.2%削減となっている。            平成13年度比で、平成18年度までに概ね90%以下にするという目標までには、残り9.8ポイントの削減が必要である。            今後も平成14年度と同程度の削減を行った場合、平成18年度には1.0%の削減率にとどまり、事務所の単位面積当たりの電気使用量を現状比で平成18年度までに概ね90%以下とするという目標を達成することができない。  <b>結論及び今後の課題</b>            平成18年度までに事務所の単位面積当たりの電気使用量を平成13年度の事務所の単位面積当たりの電気使用量実績値132.6kwh/m<sup>2</sup>の概ね90%以下とするには、平成15年度から平成18年度までの各年の削減率を2.6%とする必要がある。            平成15年度以降の事務所の単位面積当たりの電気使用量については、空調時間の短縮、共用部分における一部消灯、OA機器の未使用時の電源断等による更なる削減が必要である。         </p>	職員への節電の呼びかけ等による電気使用量の削減
(下位目標22) エネルギー供給設備で使用する燃料の量を現状比で平成18年度までに増加させない。		エネルギー供給設備で使用する燃料の量	P	平成13年度の燃料の実績値854,122GJより増加させない。	平成13年度	平成18年度	881,283 GJ	<p><b>達成状況</b>            平成14年度におけるエネルギー供給設備等における燃料使用量は平成13年度に比べ103.2%であり、3.2%増であった。            平成13年度比で平成18年度まで増加させないという目標までには、3.2ポイントの削減が必要である。            今後も平成14年度と同程度の増加があった場合、平成18年度には17.0%の増加率となり、エネルギー供給設備等における燃料使用量を平成13年度比で平成18年度まで増加させないという目標を達成することができない。  <b>結論及び今後の課題</b>            平成18年度まで平成13年度のエネルギー供給設備等における燃料使用量実績値854,122GJを増加させないためには、平成15年度から平成18年度までの各年の削減率を0.8%とする必要がある。            平成15年度以降のエネルギー供給設備等における燃料使用量については、空調時間の短縮、更なる空調温度の管理徹底等による削減が必要である。         </p>	空調温度の管理徹底等による燃料使用量の削減
(下位目標23) 事務所の単位面積当たりの上水使用量を現状比で平成18年度までに90%以下とする。		事務所の単位面積当たりの上水使用量	P	平成13年度の上水使用量実績値1.70m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> の90%以下	平成13年度	平成18年度	93.5%	<p><b>達成状況</b>            平成14年度の事務所の単位面積当たりの上水使用量は平成13年度の93.5%であり、6.5%の削減となっている。            平成13年度比で、平成18年度までに概ね90%以下にするという目標までには、残り3.5ポイントの削減が必要である。            今後も平成14年度と同程度の削減を行った場合、平成18年度には28.5%の削減率となり、事務所の単位面積当たりの上水使用量を平成13年度比で平成18年度までに概ね90%以下とするという目標を達成できる。  <b>結論及び今後の課題</b>            上水使用量の削減については、目標達成に向けて成果が上がっていることから、妥当であると評価できる。            引き続き、更なる洗面台等の水量の調整・職員への節水の呼びかけ、トイレの流水擬音装置の導入等により上水使用量の削減に努める。         </p>	洗面台等の水量の調整、職員への節水の呼びかけ、漏水部分の修復等による上水使用量の削減

政策 (「目標」)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果 H 14	評価の結果 (「達成状況」、「結論」、「結論及び今後の課題」)	政策手段 (「政策の手段」)
					基準年次	達成年次			
(下位目標24) 事務所から排出される廃棄物の量を現状比で平成18年度までに概ね75%以下とする。		事務所から排出される廃棄物の量	P	平成13年度の廃棄物の実績値 3,607tの概ね75%以下	平成13年度	平成18年度	100.6%	<p>達成状況 平成14年度における事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）は平成13年度に比べ100.6%であり、0.6%増であった。 平成13年度比で平成18年度まで概ね75%以下にするという目標までには、25.6ポイントの削減が必要である。 今後も平成14年度と同程度の増加であった場合、平成18年度には3.0%の増加率となり、事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）を平成13年度比で平成18年度までに概ね75%以下にするという目標を達成することができない。</p> <p>結論及び今後の課題 平成18年度までに平成13年度の事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）実績値3,607tの概ね75%以下とするには、平成15年度から平成18年度までの各年の削減率を7.1%とする必要がある。 平成15年度以降の事務所から排出される廃棄物の量の低減については、更なるごみの分別の徹底等による削減が必要である。</p>	ごみの分別の徹底等による廃棄物の量の削減
(下位目標25) 廃棄物中の可燃物の量を現状比で平成18年度までに概ね60%以下とする。		廃棄物中の可燃物の量	P	平成13年度の廃棄物の実績値 2,109tの概ね60%以下	平成13年度	平成18年度	87.1%	<p>達成状況 平成14年度における事務所から排出される可燃物ごみの量は平成13年度に比べ87.1%であり、12.9%減であった。 平成13年度比で平成18年度までに概ね60%以下にするという目標までには、27.1ポイントの削減が必要である。 今後も平成14年度と同程度の削減であった場合、平成18年度には49.9%の削減率となり、事務所から排出される可燃ごみの量を平成13年度比で平成18年度までに概ね60%以下にするという目標を達成できる。</p> <p>結論及び今後の課題 廃棄物中の可燃物の量の削減については、目標達成に向けて成果が上がっていることから、妥当であると評価できる。 引き続き、更なるごみの分別の徹底等により廃棄物中の可燃物の量の削減に努める。</p>	ごみの分別の徹底等による廃棄物の量の削減
(下位目標26) その他、政府の実行計画に定められている事項について推進する。		平均実施率 (「地球温暖化対策推進法に基づく政府の実行計画に関する実施状況調査」における各項目の実施率の平均)	P	概ね8割以上	—	—	64.5%	<p>達成状況 平成14年度の平均実施率は64.5%であり、かなり実施されている。</p> <p>結論及び今後の課題 その他、政府の実行計画に定められている事項については、当庁にとって実施困難なものも含まれているところ、かなり実施されていることから、妥当であると評価できる。 今後も引き続き目標の達成に向け積極的に推進することに努める。</p>	財やサービスの購入・使用に当たっての配慮、建築物の建築、管理等に当たっての配慮、その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮、職員に対する研修等

政策 (「目標」)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果	評価の結果 (「達成状況」、「結論」、「結論及び今後の課題」)	政策手段 (「政策の手段」)
					基準年次	達成年次			
<b>基本目標4 グリーン調達の推進</b>									
物品やサービスの調達に当たっては、環境負荷の少ない製品等を積極的に選択し、グリーン調達を積極的に進める。	P							<p><b>達成状況</b> 調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、全て100%を目標としているところである。平成14年度の調達としては、主に文具類（ホワイトボード用イレーザー、OAフィルター等）について流通不足から入手困難であったため特定調達物品等の調達率の平均は98.7%となったが、全体としては、ほぼ100%に近い達成率となっており、概ね目標を達成した。</p> <p><b>結論</b> 今後は目標を達成できなかった品目を中心に、入札業者の拡大等により目標達成を目指すこととしたい。</p>	
(下位目標27) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づき毎年度策定される防衛庁の調達方針に従い調達を推進する。		特定調達物品等の調達率の平均 (特定調達物品等の調達量/総調達量)	P	調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目は100%	-	-	98.7%	<p><b>達成状況</b> 平成14年度の調達については、全体としては、ほぼ100%に近い達成率となっており、概ね目標値を達成した。</p> <p><b>結論及び今後の課題</b> 環境物品等の調達については、概ね目標を達成していることから、妥当であると評価できる。 ただし、主に文具類について流通不足から入手困難であったため調達目標を達成できなかった品目があったことから、今後は当該品目を中心に、入札業者の拡大等により目標達成を目指すこととしたい。 引き続き、グリーン購入法の趣旨を各調達機関に周知徹底させ、積極的な調達の実施に努めるとともに、特定調達品目以外の物品等についても環境負荷低減に配慮した調達に努めることとする。</p>	環境物品等の調達を推進するため、環境物品等調達推進連絡会議（会長：管理局長）を平成13年4月1日に設置。また、毎年度、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に則して、物品等の調達に關し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成。

(注) 1 「政策(「目標」)」欄の下位目標の印は、法令順守事項を目標としているもの。

2 「測定結果」欄の下線を付している測定値は、平成14年度の実績において、目標値同等若しくは上回っているもの。

別添 2

表1 実績評価方式を用いた評価の対象とする政策

府 省	対象とする政策の範囲	対象とする政策の単位	(参考) 政策数
防衛庁	防衛庁の主要な政策の中から、実績評価方式による評価の特性を勘案しつつ、評価対象を決定	分野別区分（6区分）毎に主要な政策を掲上	1 施策

(注) 1 防衛庁の基本計画及び実施計画を基に当省が作成した。

2 評価の対象とされた施策については、4件の基本目標及び27件の下位目標が設定され、その単位ごとに評価の結果が整理されて示されているが、防衛庁では、評価の対象としては1施策であるとしている。

表2 「達成すべき目標」及び「測定指標」の設定状況

府 省	「達成すべき目標」の設定状況	「測定指標」の設定状況
防衛庁	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">目標数 4</div> 「基本目標」(4) 「下位目標」(27) <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;">           「基本目標」の下に、事務事業に関連した具体的な目標（「下位目標」）が設定されている。         </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">指標数 27</div> 「指標」(27) 「指標」は定量的に測定可能な指標を「下位目標」毎に設定。

(注) 防衛庁の「平成15年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」を基に当省が作成した。

表3 達成すべき目標のアウトカム、アウトプット別の内訳

(単位:件)

府 省	政策数	左の内訳	
		「達成すべき目標」がアウトカムに着目して設定されているもの	「達成すべき目標」についてアウトプットに係る目標が設定されているもの
防衛庁	1	0	1

(注) 防衛庁の「平成15年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」を基に当省が作成した。

表4 目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている政策

(単位:件)

府 省	評価対象 政策数	目標に関し達成しようとする水準 が数値化等されている政策数		目標に関し達成しようとする 水準が数値化等されていない政 策数
		アウトカム	アウトプット	
防衛庁	1	1	0	1

(注) 1 防衛庁の「平成15年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」を基に当省が作成した。

2 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている政策数」欄は、目標に関し達成すべき水準が数値化されている政策及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている政策を計上した。

3 評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されていれば、達成しようとする水準が数値化等されている政策として計上した。その上で、数値化等されている指標のうちアウトカム指標を有する政策は「アウトカム」欄へ、それ以外の政策は「アウトプット」欄へそれぞれ計上した。

表5 目標に関し達成しようとする水準が数値化等されていない政策に

## 設定されている指標の分類

(単位:件)

府 省	目標に関し達成しようとする水準が数値化等されていない政策数	当該政策に設定されている指標数		
		アウトカムで定量的に設定	アウトカムで定性的に設定	アウトプットで設定
防衛庁	0	0	0	0

(注) 防衛庁の「平成15年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」を基に当省が作成した。

表6 目標期間の設定状況

(単位:件)

府 省	評価対象政策数	測定指標に目標期間が設定されている政策数				測定指標に目標期間が設定されていない政策数
		基準年次及び達成年次が記載されているもの	基準年次のみが記載されているもの	達成年次のみが記載されているもの	小 計	
防衛庁	1	1	0	0	1	0

(注) 1 防衛庁の「平成15年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」を基に当省が作成した。

2 「基準年次及び達成年次が記載されているもの」については、一つの政策に複数の測定指標が設定されている場合、少なくとも一つの測定指標に基準年次及び達成年次が設定されている政策数を計上した。

表7 学識経験を有する者の知見の活用状況

府 省	知見の活用状況等	議事録等のHP掲載
防衛庁	評価書案について、学識経験を有する者(3名)から個別に意見を聴取し、次年度の評価に活用予定 (評価書に意見概要を資料として添付)	

(注) 防衛庁の「平成15年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」及び同省からの聴取結果を基に当省が作成した。

## 【別添3】

## 政策評価審査表（事後の事業評価関係）

## (説明)

本審査表は、公表された防衛庁の「平成15年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」を基に総務省の責任において整理したものである。各欄の記載事項については、以下のとおりである。

欄名	記載事項
「整理番号」欄	評価書の記載番号を基に記入した。
「政策（名称、目的等）」欄	評価の対象とされた施策の名称、目的等を記入した。
「手段」欄	政策目的の実現のために具体的に講じる手段を記入した。
「得ようとする効果」欄	政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。
「効果の把握・測定」欄	実際に得られた効果の把握・測定方法を記入した。 「効果の把握の方法」欄 「把握した効果」欄
「必要性及び効率性に関する特記事項」欄	以下に該当するものについて記入した。 「必要性」 当該政策の実施を明確に位置付けている法令、閣議決定等の政府方針に基づいていていることが記述されているもの 「効率性」 当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について分析が試みられているもの
「評価の結果」欄	把握した効果を基礎として導き出された評価の結論を記入した。

## 政策評価審査表（事後の事業評価関係）

整理番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
1	<p>中等練習機（T - 4）</p> <p>従来からの練習機の減勢に伴い、新たに中等練習機（T - 4）を取得することで、従来からの教育訓練態勢を維持するとともに教育訓練体制の効率化・合理化を図る。</p>	<p>低速から高速までの広い飛行範囲における良好な飛行特性を有し、高度な訓練飛行が実施可能であり、F - 15といった第一線機の操縦に円滑に移行できるT - 4を整備</p> <p>【整備機数】 208機</p> <p>【所要経費】 約5,181億円（総費用）</p> <p>【事業期間】 昭和61年度～平成14年度</p>	<p>従来機を上回る性能を有するT - 4を整備することにより、従来2種類の練習機を使用して実施していた飛行訓練について、重複していた飛行教育科目の削減による飛行時間の短縮、戦闘機の性能向上に対応した飛行教育の実施が可能</p> <p>航空団等で実施していた訓練支援等について、従来機の減勢による中断の回避</p>	<p>飛行教育科目の見直し（飛行時間の削減）について確認 航空団等における訓練支援等の実施について確認</p>	<p>従来、第1初級、第2初級、基本、戦闘の4段階操縦課程（飛行時間185時間）であった飛行教育体系を、初級、基本、戦闘機の3段階操縦課程（飛行時間160時間）に合理化 航空団等における訓練支援等について戦闘機の性能向上に対応しつつ、従来機の減勢による中断を防止</p>	<p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「昭和52年度以降に係る防衛計画の大綱について」（昭和51年10月29日国防会議及び閣議決定）</li> <li>「中期防衛力整備計画」（昭和61～65年度）（昭和60年9月18日国防会議及び閣議決定）</li> <li>「中期防衛力整備計画」（平成3～7年度）（平成2年12月20日安全保障会議及び閣議決定）</li> <li>「中期防衛力整備計画（平成3～7年度）の修正について」（平成4年12月18日安全保障会議及び閣議決定）</li> <li>「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成7年11月28日安全保障会議及び閣議決定）</li> <li>「中期防衛力整備計画」（平成8～12年度）（平成7年12月14日安全保障会議、平成7年12月15日閣議決定）</li> <li>「中期防衛力整備計画（平成8～12年度）の見直しについて」（平成9年12月19日安全保障会議及び閣議決定）</li> <li>「中期防衛力整備計画」（平成13～17年度）（平成12年12月15日安全保障会議及び閣議決定）</li> </ul>	<p>当該事業の実施により、教育訓練態勢の維持及び教育訓練体制の効率化・合理化は達成された。</p>

整理番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
9	上富良野演習場周辺障害防止対策事業（ペベルイ川水系、草分・平原地区用水対策）  上富良野演習場における実弾射撃訓練の頻繁な実施等に起因する農業用水不足を防止・軽減し、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与	富良野土地改良区が行うため池（調整池）整備に必要な費用の補助  【所要経費】 約54億円（事業費） 約54億円（補助額）  【事業期間】 昭和63年度～ 平成13年度	上富良野演習場周辺地域における農業用水の確保・供給の安定化  【ペベルイ川水系】 <農業用水不足量> 290,000m <sup>3</sup> <貯水量> ・ペベルイ調整池 (貯水量:145,000m <sup>3</sup> ) ・東中調整池 (貯水量:145,000m <sup>3</sup> )  【草分・平原地区】 <農業用水不足量> 101,000m <sup>3</sup> <貯水量> ・中の沢調整池 (貯水量:80,000m <sup>3</sup> ) ・ホロベツナイ調整池 (貯水量:21,000m <sup>3</sup> )	当該事業が計画通り実施されていることを補助事業者の実績報告書等に基づき確認するとともに、所要の水量がため池（調整池）に確保できたことを補助事業者に確認  演習場周辺地域の営農従事者等からの農業用水不足に係る改善要望等	ため池（調整池）の整備により農業用水不足が解消し、安定した農業用水の確保が可能となった。 当事業完了後、営農従事者等から農業用水不足に係る改善要望等はない。	【必要性】 ・防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号） ・防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和49年政令第228号）	当該事業の実施により、上富良野演習場における実弾射撃訓練の頻繁な実施等に起因する農業用水不足は解消され、効果は達成された。

整理番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
10	三沢飛行場工場（航空機）整備  三沢飛行場の7棟の老朽化した建物等の施設を集約し、建物2棟及び附帯施設（駐車場、倉庫等）を整備することにより米空軍第35メンテナンス中隊の情報伝達の短縮化及び作業性向上等業務の効率化を図るとともに、ひいては日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の確保に寄与すること。	三沢飛行場工場における建物2棟の建設及び附帯施設（駐車場・倉庫等）の整備  【所要経費】 約19億円（総費用） 【事業期間】 平成12年度～15年度	建設後30年以上が経過し老朽化した既存建物7棟等の施設を建て替えることにより、老朽化により度重なる補修を強いられている状況の改善 必要な規模の建物等2棟に集約整備することにより、部隊内の情報伝達の短縮化等業務の効率化を達成  ・コンクリート造平屋建作業所2棟（約5,700m <sup>2</sup> ） ・附帯施設（駐車場・倉庫等）	完成検査（書面及び現場確認）及び所要を満たし不都合等がない旨の米軍からの確認	米空軍第35メンテナンス中隊による航空機、航空機部品及び救命装備品の検査・修繕・保管等に必要な施設の確保 既存施設の老朽化により度重なる補修を強いられている状況の改善  建物集約による部隊内の情報伝達の短縮及び部品等の運搬時間の短縮	【必要性】 ・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号）	当該事業の実施により、三沢飛行場工場における情報伝達の短縮化及び業務の効率化を図るとともに、ひいては日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の確保に寄与するとの目的は達成された。

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
11	キャンプ瑞慶覧倉庫（器材）整備  キャンプ瑞慶覧の3棟の老朽化した建物等の施設を集約し、建物1棟及び附帯施設（駐車場、通信設備等）を整備することによる在沖米陸軍部隊内の情報伝達の短縮化及び作業性向上等業務の効率化を図るとともに、ひいては日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の確保に寄与すること。	キャンプ瑞慶覧における建物1棟の建設及び附帯施設（駐車場・通信設備等）の整備  【所要経費】 約13億円（経費総額） 【事業期間】 平成8年度～15年度	建設後約50年以上が経過し老朽化した既存建物3棟等の施設を建て替えることにより、老朽化によるコンクリートのひび割れや剥離等及び施設の狭隘による通信器材及び電子機器等の適正な保管管理ができない状況の解消 必要な規模の建物1棟等に集約整備することによる部隊内的情報伝達の短縮化等業務の効率化  ・鉄筋コンクリート造2階建の倉庫1棟（約6,100m <sup>2</sup> ） ・附帯施設（駐車場・通信設備等）の整備	完成検査（書面及び現場確認）及び所要を満たし不都合等がない旨の米軍からの確認	在沖米陸軍部隊が使用する通信器材及び電子機器等の適正な管理 部隊内の情報伝達の短縮化等業務の効率化	【必要性】 ・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号）	当該事業の実施により、キャンプ瑞慶覧において在沖米陸軍部隊が使用する通信器材及び電子機器等の適正な管理及び部隊内の情報伝達の短縮化等業務の効率化を図るとともに、ひいては日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の確保に寄与するととの目的は達成された。

（注）防衛庁「平成15年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」を基に当省が作成した。